

令和3年度原子力規制委員会
第21回会議議事録

令和3年7月21日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第21回会議

令和3年7月21日

10:30～11:55

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可（案）
- 議題2：渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する関係規則解釈等の整備について
- 議題3：日英原子力協定の改正に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（告示）の一部改正
- 議題4：原子力災害対策指針の改正（施設敷地緊急事態要避難者の明確化）
- 議題5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の年度業務実績評価、中長期目標期間終了時見込み評価及び次期中長期目標策定に向けた対応
- 議題6：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設「常陽」のメンテナンス建物の耐震補強工事に係る対応方針
- 議題7：NRA技術報告における津波の持続波圧評価式の再検討ー令和2年度第40回原子力規制委員会指摘事項への対応等ー
- 議題8：行政文書の管理の状況

○更田委員長

それでは、これより第21回原子力規制委員会を始めます。

今週も引き続き一般傍聴は行わずに、ウェブ上の配信のみで行っていきます。

最初の議題は「日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可（案）」について。

説明は長谷川管理官から。

○長谷川原子力規制部審査グループ安全規制管理官（核燃料施設審査担当）

核燃料施設審査担当の長谷川です。

資料1-1でございます。

本件につきましては、6月23日の原子力規制委員会におきまして審査結果の案の取りまとめを行うとともに、経済産業大臣に意見を聴いていたところでございます。今般、経済産業大臣からの回答がありましたので、それについて報告し、許可の判断をお諮りするものでございます。

まず「経済産業大臣への意見聴取の結果」ですけれども、別紙1、通しページの3ページでございます。「許可することに異存はない」との回答を頂いております。

次に「3. 審査の結果」でございますけれども、これも6月23日の原子力規制委員会で説明した以降、変更はしておりません。

一方で、資料1-2の方のパワーポイントの資料でございますけれども、これは原子力規制委員会で更田委員長から頂きました質問を踏まえまして、ページの4ページ目に人工バリアの設置範囲の説明を1枚加えさせていただいております。

資料の修正は以上です。

最後、4. でございますけれども、本件につきましては、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第51条の3各号に規定する許可の基準のいずれにも該当していることから、よろしければ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づきまして、別紙3、通しの48ページ、最終ページのとおり許可をしてよろしいか、本日、御判断を頂きたく、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

説明は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。

本件についての内容については、既に議論済みではありますけれども、今、事務局から説明があったとおり、経済産業大臣から異存はないということなので、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可について、別紙2のとおり審査の結果を取りまとめることとし、別紙3のとおり決定することについて、これは許可ですので、お一人ずつ御意見を伺おうと思います。

まず、田中委員。

○田中委員

変更許可することによっていいと思います。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

許可することに異存ございません。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

許可することに異存ありません。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

許可することに異存ございません。

○更田委員長

私も許可することに異存ありませんので、それでは、別紙2のとおり審査の結果を取りまとめ、別紙3のとおり決定することとします。ありがとうございました。

二つ目の議題は「渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する関係規則解釈等の整備について」。

説明は遠山基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

それでは、今御紹介いただいた三つの日本電気協会の規格の技術評価に関する意見聴取の結果とその対応について、御報告いたします。

今年4月15日から30日間にわたって意見募集を行いまして、行政手続法の算出方法では3件の御意見を頂きました。細かい御指摘、御意見を数えますと、総数では42件ございました。

資料の右下3ページからその御意見を記載しておりまして、まず、最初の部分が技術評価書に関わるもので、これが別紙1としているものでございます。

それから、技術基準規則の解釈、亀裂その他の欠陥の解釈に関わる御意見が18ページからの別紙2にございました。

これらの御意見を踏まえまして、技術評価書における記載の趣旨を明確化する観点から、数件変更をしております。また、記載の一部訂正も行っております。

続きまして、資料1ページ目の4番ですが、この意見募集の結果を踏まえて技術評価書の内容を改定したものを、別紙3、これは29ページからでございますが、ここに付けてございます。

また、関係規則の解釈を一部改正する案につきましては、これも御意見を踏まえまして、

別紙4、これは資料の452ページからでございますけれども、ここに改正案というのをまとめてございます。

これらについて御決定をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。

本件も技術的意見を募集する段階で議論済みではあるのですが、特に御意見はありませんか。よろしいですか。

それでは、まず、御意見への考え方について、別紙1及び別紙2の事務局案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それから、別紙3及び別紙4のとおり、技術評価書の策定及び関係解釈等の改正について、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は「日英原子力協定の改正に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件(告示)の一部改正」。

説明は寺崎保障措置室長から。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎でございます。

本日は、資料3に基づきまして「日英原子力協定の改正に伴う原子炉等規制法の規定に基づき国際規制物資を定める件(告示)の一部改正」について説明いたします。

背景でございますが、原子炉等規制法は、IAEA(国際原子力機関)との保障措置協定及び二国間原子力協定に基づく保障措置、その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備を「国際規制物資」として告示により定め、それらを使用する者に対し、供給当事国ごとの数量の管理や報告等の義務を課しております。

令和3年6月4日に第三次日英原子力協力協定を改正する改正議定書が国会で承認され、平成10年に発効しております「第三次日英協定」の対象として、新たに原子力関連技術等が追加されることとなりました。

今回、この改正議定書の発効の前提といたしまして、第三次日英協定の対象物として新たに追加されるものを国際規制物資に追加するための告示の一部改正が必要となるため、その改正案をお諮りするものでございます。

具体的に、4ページ目に告示案の前提となる改正後の第三次日英協定がございますので、御覧いただけますでしょうか。4ページ目でございます。

ちなみに、4 ページ目の下線が引いてあるところですが、今回、実態上の追加・変更のある箇所でございます。

特に重要なのは、第三条一番上の日英協定の目的の部分で、協定の対象となるものが記載されております。今回、協定の対象に原子力関連技術等が追加されると申し上げましたが、第三条第2項で御覧いただけますように、「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備」に加えまして、新たに下線を引いておりますが「技術、技術に基づく設備」が追加されております。

「技術」の定義もその下の第十二条の（f）で追加されております。「資材、核物質又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報」と定義されております。

「技術」は、例えば、特許などをイメージしていただければ分かりやすいかと存じます。例えば、ある化合物を分離・抽出するための製造特許、いわゆるプロセス技術など、様々なケースが想定されます。

また、先ほど申し上げました「技術に基づく設備」についても、すぐ下の（j）で定義されていますが、「この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして日英が合意する設備」と定義されております。

あくまでもイメージして頂くための例ですが、例えば、再処理プロセス、せん断機ですとか、溶媒抽出設備の製造に特殊な技術が含まれている場合は、その生産された設備が日英協定の対象の設備になる可能性があるということでございます。あくまでも例でございます。

続きまして、同じページの上の部分の第三条第2項の「技術、技術に基づく設備」のすぐ後に、下線は引いてございませんが「回収され又は副産物として生産された核物質」とございます。今回の改正で、この核物質の定義に対象物が追加されています。

同じページ、4 ページの第十二条、一番下の条文でございます。一番下に条文が追加されております。

（k）の（iii）「この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質」が追加されております。

先ほどの例で申し上げますと、再処理関連のプロセス技術がありまして、そのプロセス技術の一部を用いて再処理が行われる場合、分離・精製された核物質は協定の対象物となり得るということです。あくまでも例でございます。今、日英協定上はその対象となっているものはございません。

もう一点追加がございます。最後の一文のすぐ上、（k）（ii）の文のうち「資材」に下線を引いております。つまり、今回、「当該資材を用いて得られた核物質」も追加されてございます。この追加は「技術」に関連するものではございませんが、今回の改正議定書によって新たに追加されておりますので、こちらも告示案に反映の必要がございます。

以上が改正議定書に基づく日英協定の説明でございます。

これを踏まえまして、国際規制物資を定める件の一部改正に関する新旧が7 ページ目で

ございます。

7 ページ目のまず八号の二でございます。八号の二に「技術に基づく設備」を追加しております。具体的には「第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備」としております。

また、その次の八号の三に「技術を用いて得られた核燃料物質」を規定しております。

さらに、少し前に戻っていただいて、第八号では「前号の設備」とだけ記載されていたものが、今回「第六号の二の資材」を加え、結果として、「資材の使用の結果生産された核燃料物質」が国際規制物資として追加されてございます。

以上が追加される三つの対象でございます。

7 ページ目の別表も含めた 5 ページ以降の別紙について、今回、告示を改正することについて、御決定いただきたく存じます。

2 ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

3. に「今後の予定」を記載しております。今回、御決定いただきましたら、英国の議会での承認を踏まえつつ、改正議定書の締結及び公布のための閣議決定が行われる予定でございます。その後、改正議定書の発効、改正告示の公布及び施行の予定でございます。

なお、今回の告示は、過去の二国間協定に伴う同様の告示改正と同様に、国際約束である改正議定書により新たに追加される日英協定対象物が国際規制物資となるという事実を単に公示するものであり、行政手続法第 2 条第 8 号に規定される「命令等」に含まれる「処分の要件を定める告示」には該当しないため、同法に基づく意見公募手続は行わない予定でございます。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

今、御説明のあった 4 ページの第十二条の (f) の「『技術』とは」という定義のところなのですが、この中の真ん中辺に「青写真」というのが出てくるのですが、この青写真というのは、これは多分、英語では「blueprint」になっているのだと思うのですが、これは昔風のジアズを使った、ああいう青い写真ことを言っているのでは多分なくて、これはこの文脈からいうと、多分、概念図とか、想像図とか、何かそんなものを指しているのだと私は理解するのですが、そういう理解でよろしいですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎でございます。

今、すみません、手元に英語の原文がないのですが、私どもとしてもそのように解釈してございます。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員

一つ質問なのですが、技術の定義としては、専ら核燃料物質に利用される技術、あるいは設備と考えてよろしいのでしょうか。例えば、一般的な化学物質について用いられるような先端技術あるいは設備で、核燃料物質にも利用されるようなものというのは含まれないと考えていいのですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎でございます。

今回の協定上は原子力関連技術となっております。加えまして、日本とイギリスの両国政府が合意するものと定義されておりますので、正に原子力関連施設については、基本的に協定対象になり得ますが、対象にするかどうかというのは政府同士の協議によって決まりますので、正に境界にあるような部分というのも協議によって決定されるものと理解しております。

○山中委員

分かりました。協議によって、その範囲が変わってくる可能性があるということですね。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

おっしゃるとおりです。

○更田委員長

ほかにありますか。

1 ページ目から 2 ページにかけて、告示の改正で三点書かれていて、それから、改正後の日英協定の一部抜粋が 4 ページに記されていて、ポイントは三つあって、移転された技術を用いて得られた核燃料物質、それから、移転された資材の使用の結果、生産された核燃料物質、ただ、最初のポツ、1 ページ目の一番下に書かれている、技術が入ったと。この技術というのはハードウェアだけではなくて、物だけではなくて、情報とか知見なのだと。それは分かるのですが、それが告示のどこに、それは告示の改正と関連してこないのですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎です。

技術そのものに関しましては、国際規制物資を定める件では定義をせずに、いわゆる経済産業省の外為法（外国為替及び外国貿易法）に基づいて技術を定義して、輸出入管理をしていくこととなりますので、そちらの規制に該当するというので、ここには含まれてございません。

○更田委員長

それが説明されてしかるべきだな。日英協定で三点ポイントがあって、そのうち二点に関しては告示に反映させるのですと。最初に説明された技術に係る部分というのは、ここではないのですというのを言われないと、理解できないと思うのですが。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

失礼しました。気を付けて説明いたします。

○更田委員長

よろしいでしょうか。後からこの資料を振り返ったときに、この資料だけだと分からないと思いますよ。

それでは「日英原子力協定の改正に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（告示）の一部改正」を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

では、その旨、決定します。ありがとうございました。

四つ目の議題は「原子力災害対策指針の改正（施設敷地緊急事態要避難者の明確化）」について。

説明は新田放射線防護企画課長から。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課の新田です。よろしく申し上げます。

資料4につきまして説明いたします。

原子力災害対策指針につきまして、施設敷地緊急事態要避難者の明確化という観点の改正について、本年6月2日の原子力規制委員会におきまして、改正案、そして、その案についての意見募集の実施について御了承いただきました。その後、6月3日から行政手続法に基づく意見募集を実施したところでございます。

意見募集の実施結果ですけれども、提出意見数は1件でございました。別紙1にございますけれども、異論なしというものでございました。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、この結果を踏まえまして、意見募集をかけた案のとおり、別紙2のとおり原子力災害対策指針の改正案を示しておりますが、これについて改正することについて、御決定いただければと思っております。

また、指針が改正された場合におきましては、その改正に関する部分につきまして、原子力規制庁長官決定の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正したいと考えております。

今後の予定でございまして、この改正を受けまして、遅滞なく公表するというところで手続に移っていきたく思っております。

説明は以上でございまして。

○更田委員長

御意見はありますか。

いいですか。これもパブリックコメントにかける際、内容については既に審議済みですが、

それでは、別紙1のとおり、原子力災害対策指針の改正案について、了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

失礼、順番が逆かな。御意見に対する考え方についても了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、別紙2のとおり、原子力災害対策指針の改正を決定します。ありがとうございました。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

ありがとうございました。

○更田委員長

次の議題は「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の年度業務実績評価、中長期目標期間終了時見込み評価及び次期中長期目標策定に向けた対応」について。

説明は佐藤審議官から。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

審議官の佐藤でございます。

それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。

まず、1. ですが、例年、原子力機構（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の業務実績評価につきましては、原子力規制庁が案文を作成し、原子力規制委員会で毎年度決定していただいているところでございます。

しかし、本年度は平成27年度からの原子力機構の中長期目標期間の最終年度であるために、通則法に基づきまして、業務実績評価に加えて「中長期目標期間見込み評価」及び次期中長期目標策定に向けた「業務及び組織全般の見直し」についても、決定する必要がございます。

2.、これらの原子力規制委員会決定前に、通則法に基づき、原子力規制委員会は、国立研究開発法人審議会原子力機構部会、いわゆるJAEA部会に意見聴取を行う必要がございます。

このJAEA部会は、後ほど出てきますが、来週の26日月曜日に開催を予定しております。

この部会で意見聴取する「業務及び組織全般の見直し」につきましては、原子力規制庁が、原子力規制委員会共管部分に関して、JAEA部会で説明し、意見聴取することになります。

そこで、本日の原子力規制委員会で御了承いただきたいのは、来週の月曜日のJAEA部会で説明する「業務及び組織全般の見直し（案）」の内容でございます。

この「業務及び組織全般の見直し」の内容の説明に入る前に、その位置づけと経緯について御説明いたします。

この文書につきましては、主務大臣である文部科学省、経済産業省及び原子力規制委員会が、次期中長期目標の策定に当たっての大きな方向性などを示すものでございます。

作成の経緯といたしましては、文部科学省が設置した作業部会からの提言書、これは参考1として通しページでいくと4ページからありますけれども、この提言書を踏まえて文部科学省が「業務及び組織全般の見直し（案）」を、私ども原子力規制委員会を含めての共管省庁と協議しつつ作成中という位置づけであります。

なお、この作業部会におきましては、本年2月に原子力規制庁から意見を表明しております。このときの資料につきましては、参考2として、通しページでいくと8ページから、当時、原子力規制委員会にも御報告いたしましたけれども、これを表明しております、それらの内容につきましては、提言及び「業務及び組織全般の見直し（案）」におおむね反映されているところでございます。

続きまして、この「業務及び組織全般の見直し（案）」の内容の御説明をいたします。

3ページに別紙というものがありますので、御覧ください。この別紙につきまして、JAEA部会で御説明したいということでございます。この「業務及び組織全般の見直し（案）」のうち、文部科学省などと協議している原子力規制委員会共管部分を示しているものでございます。

まず「1. 政策上の要請及び現状の課題」ですけれども、これは少し文章の流れ全体を把握頂くために、原子力規制委員会の所管外の記述を一部含んでおりますけれども、趣旨としては、安全規制行政などに係る技術支援で顕著な成果を創出し、こうした取組の重要性は、次期中長期目標期間においても引き続き高く位置づけられるべきと示しております。

次に「2. 講ずべき措置」では、まず（1）として、目標期間は今回と同様に7年間と。

また、（2）として「中長期目標期間の方向性」につきましては、現行の中長期目標の文言を生かしつつ、規制技術支援機関というように、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）に期待する役割が明確になるような用語を新しく盛り込む。あるいはJAEAの今の防災業務計画を参考にして作成いたしました。

以上の別紙につきまして、来週月曜日のJAEA部会から意見聴取を行うこととしたいということでございます。

その上で、資料2ページの「4. 今後の予定」でございますけれども、JAEA部会で来週月曜日に意見聴取した内容を踏まえ、原子力規制庁が文部科学省あるいは経済産業省と調整し、この「業務及び組織全般の見直し」の案文を作成いたします。そして、8月中に改めて「業務及び組織全般の見直し」を、改めてこの場で原子力規制委員会で御決定いただきたいと思っております。その上で、その後に、これも8月中に総務省の独立行政法人評価委員会に通知、主務大臣の公表ということでございます。

さらに、資料には記載してございませんけれども、こうしたものを踏まえた中長期目標の本体につきましては、これまでの例に従い、来年1月頃に原子力規制委員会で御決定頂

くことで準備を進めたいということを考えております。

私の説明は以上です。

○更田委員長

御質問はありますか。

3 ページ目の別紙ですけれども、原子力規制庁クレジットの文章としての案なのですが「政策上の要請及び現状の課題」のところに共管部分以外のことについても記されているのだけれども、これは何ですか。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

これは文意、全体、これが一つのパラグラフということもありまして、私どもの共管の部分というのは、この文章の中でいくと安全規制行政等に係る技術支援ですけれども、それ以外のいろいろと研究開発とか、いろいろとそういう取り組む内容について、文の全体の流れを把握頂くために、あえて載せている部分でございます。

○更田委員長

原子力規制庁として「原子力に関する基礎的研究・応用の研究から核燃料サイクルに関する研究開発」、それから「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉に関する研究開発」までにおいても「幅広い分野で顕著な成果を創出してきた」という見解をここでいうか、認識を記すわけですか。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

これは、ですから、私どもの共管部分ではないものの、法人としての全体の活動の全般を示したということで書き記しているところであります。

○更田委員長

共管部分でないところに対しても見解を表出するのがふさわしいのかという質問、質問というか、これは事務局に聞くことではないと思いますけれども。ファクトは分かるけれども、これは見解というか、認識を記しているのですよね、顕著な成果を創出してきたと。これは非共管部分に対して記すことではないように思うのですが。

御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

ごもっともだと思います。表題のところに「共管部分」とはっきり書いてあるわけですから、それ以外のことについてくどくど述べるのは、余り好ましくないと思います。

以上です。

○田中委員

共管部分でないことは余り好ましくないと思いますし、これは1のタイトル「政策上の要請及び現状の課題」ということを言いながら、ちょっと違うことも書いているような気がします。

○更田委員長

長官自身は何か意見はありますか。

○荻野長官

荻野でございます。

出来上がりの文書としては、結局、3省庁の共管の文書となりますので、こういう、要は、一筆書きの文書になります。従いまして、もちろん共管部分だけということになりますと、ここはいわば途中、中略、中略みたいな文書になるわけですがけれども、あるいは形としては別な文書にしろということがあるかもしれませんけれども、それは恐らく最終的にどういう編集をするかというのは、主たる所管省である文部科学省が最終的に取りまとめることになると思います。

これは、現在、文部科学省の方でやっているもののうち、原子力規制委員会に関連する部分について、こういう調整状況であるということも含めて、文部科学省が書いているこういう文章の中に、共管部分も含めて、この場合は一つのセンテンスの中に書かれるということで、こういう資料の作り方にさせていただきます。

従いまして、そこを全部白地にしてしまっても別に中身は変わらないのですが、そうしますと、どのように溶け込むかということは全く御説明しない形になります。どちらがよろしいかということかと思えます。

○更田委員長

しかし、仕上がりがこうなりますという説明文書と、原子力規制庁という名のクレジットで別紙として、しかもタイトルで「共管部分」としているものの中に含まれるのでは位置づけが違いますよね。

○荻野長官

荻野です。

ですから、先ほど佐藤の方から申し上げたと思うのですがけれども、私どもの立場としては、そこを口頭で補いつつ、こういう文書の中に入りますということも含めて、一種の経緯の御説明として申し上げているのですがけれども、それはもちろん月曜日に示す文書のところで、そこを全部いわば白塗りというのか、黒塗りというのか分かりませんが、そういうものとして用いるということは、それは可能かと思えますけれども、いずれにする、原子力委員会に対する御説明としては、こうなりますよということは御説明した方がいいのではないかと私は思っております。

○更田委員長

単独の文書としては不成立だな。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

佐藤でございます。

であるならば、今、あえて共管でない部分は全部削除するというので、今の1.の部分でございますけれども、2行目の「原子力に関する基礎的研究」から「核燃料サイクルに関する研究開発」までを削除し、また「東京電力ホールディングス株式会社」から始ま

る文章から「幅広い分野」というところまで削除するというので、共管部分にのみ限って記載ということで修文することではいかがでしょうか。

○更田委員長

長官、それでいいですか。

○荻野長官

はい。それで差し支えないと。唯一の総合的研究開発機関というところを述べるかということはあろうかと思えますけれども、そこはちょっと微妙なところかもしれませんけれども。

○更田委員長

それはある意味、他者がいないという意味においては、広くカバーするという意味で。

修文を前提として、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

ところで、(2)は共管部分について書いているのですけれども、(1)の「中長期目標期間」の7年というのは、これまでは7年だったと思うのですけれども、こういうものは大体7年ぐらいがいいのか、もう少し短い方がいいのかというのは、その辺はどうなのですかね。私は分からないのですが。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

審議官の佐藤でございます。

通則法では、国立研究開発法人につきましては、目標期間については5年から7年となっています。それで、大体、研究開発法人の中で技術革新の比較的早いような、例えば情報通信とか、そうした分野での研究開発法人というのは、どちらかというところ、7年というよりは5年と短めに、そういった技術革新のサイクルが早いということもあってということでしょうけれども、それ以外の、例えば、放医研（放射線医学総合研究所）、QST（量子科学技術研究開発機構）もそうですけれども、おおむねやはり研究開発法人としては、じっくり腰を据えて研究に取り組むという観点から、7年というものが多様な感じでございます。全部統計を取っているわけではございませんけれども、そういう印象がございました。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

この別紙は、先ほどの修正を踏まえて、変更を前提としてですけれども、これはシンプルな文章なのだけれども、これから共管部分に関しての議論を進めていくに当たって、この文章は基本的には、中身に関しては「TS0（技術支援機関）」という言葉でひっくるめられてしまって、TS0と言えば分かるでしょうという形になっているのだけれども、TS0とい

っても様々なTSOがあって、海外でいえば、米国の例を取ったら、どちらかというところ、総合的な研究機関が寄ってたかってTSOの役割を持っていて、それから、NRC（米国原子力規制委員会）の中にRES（原子力規制研究局）があってという形で、これはうちと似てはいるのですけれども、ただ、フランスのIRSN（放射線防護・原子力安全研究所）、ドイツのGRS（原子炉安全協会）、それぞれTSOとしての位置づけはその国ごとに定義している部分があるので、原子力規制委員会がJAEAの安全規制をサポートする部隊に対して何を期待しているのか。先方がどうありたいと思っているのか。そこに決してギャップがないわけではないので、まずは基本的には議論をするにしても、当方が求めている役割なり、位置づけというのはどういうものなのかというのを明確にすることが重要だと思います。

本件はこれからのことではあるのだけれども、それは是非取りまとめてもらいたいと思います。

それでは、説明のあった削除を前提として、別紙を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

それでは、ありがとうございました。

六つ目の議題ですが「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設『常陽』のメンテナンス建物の耐震補強工事に係る対応方針」。

説明は志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料6に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず「経緯」でございますけれども、本件はJAEAより相談があった件でございます。現在、新規基準に係る適合性審査中の常陽のメンテナンス建物が耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）に規定される特定既存耐震不適格建築物に当たるため、耐震診断を行いました。その結果、許容値を満足していなかったことから、メンテナンス建物の耐震補強工事をやりたいが、工事着工前に炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく設計及び工事の計画の認可が必要かという問合せがございました。この問合せに対する対応方針をまとめましたので、本日、御報告させていただきます。

まず最初に、耐震補強工事を行おうとしている常陽のメンテナンス建物とはどのようなものかと申しますと、鉄骨造地上1階、鉄筋コンクリート造地下2階の建築物であります。

3ページを御覧いただきますと、別紙の下側に配置図を示しておりますけれども、真ん中の丸で描かれたところが原子炉建屋で、その上側に掲載している写真から矢印が引かれている先がメンテナンス建物でございます。この建屋は他の施設とは直接接続せず、独立した配置となっております。

また、現在、常陽は長期運転停止中であり、メンテナンス建物を使用した設備や機器の

保守を行う計画はなく、地下階に旧主中間熱交換器等の放射性廃棄物を保管しているだけの状態でございます。

現在はこのような状況でございますが、今後、新規制基準への適合性が確認され、運転を再開した後は、ナトリウムの洗浄や処理、設備や機器の補修、解体、検査、組み立て等の作業が行われる予定のものでございます。

次に、耐震補強工事の内容としてはどういったものかと申しますと、4ページを御覧いただきますと、図に示させていただいておりますけれども、建屋の外側に補強基礎を打ち増ししまして、赤字で示すようなメンテナンス建物を覆うように鉄骨でやぐらを組むような補強工事を予定しております。

このようなメンテナンス建物に対する耐震補強工事についての対応方針は、4. にまとめさせていただいております。対応方針といたしましては、メンテナンス建物の現在の使用状況を踏まえ、現時点におきまして従来よりも高い耐震性を要求することではなく、直ちに技術上の基準への適合性を確認する必要はないと考えられるため、本日、原子力規制委員会の御了解を頂ければ、設置者の自主的な取組として工事に着手してよいこととしたいと考えております。

なお、この耐震補強工事の新規制基準に係る適合性については、新規制基準に係る設置変更許可処分後に申請される設工認の申請において、設置変更許可との整合性と技術基準への適合性を確認することとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

提案どおり、安全上の観点から耐震改修工事をまずは進めていただいて、設工認の審査なしで工事を開始することで私はよろしいかと思っております。後に新規制基準の許可が下りた後で、設工認の審査を改めて受けて頂くという方針でよろしいかと思っております。

○更田委員長

ほかに御意見はありますか。

結局、許可を受けて使用するまでは、昔のものが地下にあるけれども、建屋の中で作業しませんと、人も常駐していませんと。許可を受けたら使い出すわけだから、当然、仮に許可を受けたならば、設工認がついてくるといのは当たり前だけれども、この途中の部分に関して設工認不要というのは、全く不要だと思います。

ただ、関心としての質問ですけれども、常陽のメンテナンス建物がどうして特定既存耐震不適格建築物に該当するのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

まずは、建築基準法が改正された昭和56年以前に建てた古いものは、まず「特定」が

かない既存耐震不適格建築物に該当します。その中で、政令で定められている危険物を使用するような建物、このメンテナンス建物の場合ですと、ナトリウムを使用するというところで、耐震改修促進法に規定される特定既存耐震不適格建築物に該当するという事になっております。

○更田委員長

今の状態でナトリウムはあるのですでしたか。ナトリウムに汚染されたものはあると思うのですよ。でも、ナトリウムはあるのですでしたか、この建屋は。

片野補佐。

○片野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門管理官補佐

研究炉等審査部門の片野でございます。

これは現状はナトリウムを除去した廃棄物とかはあるのですけれども、これは建屋として取り扱う可能性があるということで認可を受けていますので、その意味で「特定」がついてございます。

○更田委員長

炉規法上の許可を受けなくても、取り扱う可能性があるのですか。

○片野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門管理官補佐

研究炉等審査部門の片野でございます。

これは、将来、ここでナトリウムの処理をする場合には、使用する可能性があるということで認可を受けているものでございます。

○更田委員長

将来なのね。だから、今はないわけですよ。変更許可を受けなかったら使用できないわけですよ。だったら、この法律に適合するための耐震補強と、それから、仮に許可を受けたときの耐震補強は、その時点でやればいように見えるけれども、そうではないのだ。これはJAEAが決めることなのでしょうね。単に関心ですけれども。

というのは、今の状態でナトリウムがあるわけではなくて、ナトリウムで汚染したものを、洗浄したものが保管されているという状態で、人が常駐してもいないし、それから、変更許可を受けない限りは使用できないわけだから、特定既存耐震不適格建築物としての耐震補強のニーズがちょっと分からなかったのだけれども、それはうちの所管ではないということですね。

ですから、審査、まず、この部分というのは、サイトとしては、地震ハザード等についても、別の炉についての議論は進んでいるところですが、これはまだまだこの審査が続くのだろうと思いますけれども、仮に許可を得た場合には設工認がついてくる。この建屋についても、ついてくるということだろうと思います。

そういった意味で、原子力規制庁の案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

「NRA技術報告における津波の持続波圧評価式の再検討－令和2年度第40回原子力規制委員会指摘事項への対応等－」。これはかつて原子力規制委員会に諮られて、伴委員だったかな、からの指摘があったものの対応を含めて二度目に当たります。

説明は川内管理官から。

○川内長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波担当安全技術管理官の川内でございます。

では、資料7に基づきまして、NRA技術報告における津波の持続波圧評価式の再検討について、御説明いたします。

まず「経緯」からですが、原子力規制庁は津波波圧に係る3編のNRA技術報告を公表しておりまして、令和2年11月に、先ほどお話がありました第40回原子力規制委員会におきまして、これらのNRA技術報告を基に「津波波圧評価に係る確認事項（案）」を作成したことを報告しました。また、この波圧確認事項を「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の別添として反映する作業を実施することが了承されました。

その際「最大比エネルギー発生時刻におけるフルード数と水深係数の関係に基づく持続波圧評価式」に関し、水理試験結果のばらつきの要因及び波圧評価式の保守性の考え方について質疑がありまして、原子力規制庁より説明するよう指摘を受けました。

ここで用語の補足でございますが、比エネルギーは単位重量当たりの水が持つ運動エネルギーと位置エネルギーの合計、フルード数は流体の慣性力と重力との比、水深係数は津波波圧と静水圧の比率を表すものです。

次に「2. 水理試験結果のばらつきの要因」についてですが、これにつきましては、別添1で説明しておりますので、5ページの次の6ページをお願いいたします。

ここには二つのグラフを示しておりますが、これらは横軸が経過時間、縦軸が各指標の大きさを示しています。上段はフルード数が1以下の穏やかな場合、下段はフルード数が1を大きく超える3程度の場合ですが、その場合を示してございます。

図中の緑色の縦線がございまして、これが比エネルギーが最大となる時刻を示しています。本評価では比エネルギーが最大となる時刻の測定値に基づいて評価を行っておりますが、ピンクの線で示しております波圧に限りましては、保守的な評価とする観点から、比エネルギーが最大となる時刻の値ではなく、波圧が最大となる最大値を採用しています。

その結果、比エネルギーが最大となる時刻の波圧よりも、二ついずれもですが、約1割程度、結果的に大きな波圧を採用していることとなっております。

この傾向は、フルード数が小さい場合、大きい場合も同様であると分析しています。このことから、水深係数は波圧に比例するものですから、水深係数は全体的に保守側の値になっているものと考えました。

もう一つ、二つのグラフの右上に試験時の写真を示しています。この写真の右から左に向かって波が流れてきて、左端の「堤体」と示してある防潮堤を模擬した部分に波が作用

した際のスナップショットになっています。

上段のフルード数が1より小さい場合は、流れが穏やかですので、堤体にほぼ静的に波圧が作用するイメージとなっておりますが、下段のフルード数が大きい場合は、流れの乱れが強く、堤体に作用する波が分散して作用するようになって見えておられまして、このことから波圧が低下する可能性があると考えました。これらがばらつきの要因であると分析してございます。

次に、1ページにお戻りください。下の方に「3. 持続波圧評価式の再検討」としてございます。

(1)で、まず、第40回原子力規制委員会では、フルード数が1を超える領域での評価式として、次の2ページを御覧ください。上段にあります式(1)を提案しました。

また、フルード数が1以下では水深係数に国交省の暫定指針の水深係数3を適用することとしておられまして、それを下の図-1に赤い線で示してございます。

この水理試験結果のばらつきについて、対数正規分布として取り扱い、対数正規分布が $+2\sigma$ の場合ですとか、 $+3\sigma$ を考慮した式をNRA技術報告の中で検討した上で、 $+3\sigma$ を採用した式が試験結果のばらつきを包絡させる方針に合致すると考え、この式を提案してございました。

次に、(2)の評価式の再検討について説明いたします。

今説明しました(1)の式は、水理試験結果のばらつきを対数正規分布として取り扱いましたが、その保守性の考え方を整理していく過程におきまして、本来は正規分布として取り扱う必要があったということが分かりました。このため、フルード数が1を超える領域では、式(1)に代えて、この下に示します式(3)を改めて設定いたしました。

この式(3)については、別添2で御説明いたします。7ページをお願いします。

7ページ、別添2としまして「持続波圧評価式の再検討」として、ここでは水理試験結果が正規分布であると仮定し、全水理試験結果を対象とした標準偏差 2σ を考慮した式として、ここにあります式(2)を導出しました。

さらに、これまでの審査で確認されました実プラントの防潮堤設置位置近傍におけるフルード数はおおむね1.5程度までであることを確認した上で、防潮堤の設置位置ですとか、周辺地形の違いによる影響を考慮し、ここではフルード数が2.5までの水理試験結果を対象として評価を行うこととし、(4)に示しています標準偏差 2σ を考慮した式を導出しました。

この式(4)の二次項の係数は、理論式では、ここにありますように、二次の係数は0.5でございますが、これに対しまして、0.7と少し傾きが立ったような形となりました。これは、先ほど説明しましたように、水深係数が保守側の値となっているということと整合していると考えております。

これらの式の比較を次の8ページの別図2-1に示しています。

この図には全水理試験結果の $+2\sigma$ を青で示しています。これは全試験結果を包絡して

いますが、フルード数が大きい領域での流れの乱れによる波圧の変動が、フルード数が小さい領域にも影響することにより、フルード数が1以下で、縦軸の水深係数は国土交通省の暫定指針の水深係数3よりも大きくなり、この評価で保守的過ぎる評価になっているものと考えました。

一方、フルード数が2.5までの試験結果に基づく $+2\sigma$ の線を赤で示しています。この $+2\sigma$ までの領域では試験結果をほぼ包絡しており、保守性を確保できていると考えました。

また、フルード数が1付近では、国土交通省の暫定指針の水深係数3を下回っている状況です。

このことから、フルード数が1を超える場合の評価式としては、赤い線で示しますフルード数2.5までの試験結果に基づく $+2\sigma$ が適切と考えました。

なお、フルード数2.5程度で赤い線と青い線が交差しており、フルード数2.5以上では赤ではなくて青い線を採用することも考えましたが、評価の容易性等を考慮しまして、1つの式で代表させることとし、フルード数が1を超える領域での評価式としては、赤い実線を採用しても問題ないと考えました。

以上のことから、持続波圧評価式の再設定としては、9ページに示しています図の赤い実線とすることといたしました。

なお、フルード数1.24につきましては、水深係数3と今回の二次曲線との交点として求める値になっています。

3ページをお願いします。3ページの図-2に、第40回原子力規制委員会で提案した式を赤い破線で、また、今回提案しました持続波圧評価式を実線で示しています。今回の方が結果的に合理的な設定となっております。

式の設定についての説明は以上です。

「4. 今後の進め方」ですが、NRA技術報告の第3報におきまして、ここでは持続波圧評価式を導出例として記載しておりますので、今回改めて策定した持続波圧評価式を反映の上、改訂することとしたいと考えております。

その上で「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の別添に今回改めて策定しました持続波圧評価式を反映し、今後、工認審査ガイドの改訂案を原子力規制委員会に諮ることとしたいと考えております。

説明は以上になります。御審議をお願いします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

以前、この式が提示されたときに私がコメントしたのは、理論式と評価式の関係ということと、それと、試験データのばらつきの統計的な処理がこれではおかしいのではないかということを書いて、それに対応していただきました。実は一筋縄ではなくて、何度も何

度もやり直してもらってこの結論に至っています。

3ページの図-2にあるように、新しい式の方がより合理的な設定になっているのではないかと思います。これで御審議をお願いしたいと思います。

○田中委員

説明を聞いて大体分かったのですが、一個確認なのですが、正規分布であって、フルード数が2.5までのデータを使ってやったと。2.5を超えるところにおいても、9ページにあるように、そこで包絡されているのだと書いているのですが、2ページの式(3)のところにフルード数が1.24より大きいということが書いてあって、これは上限値が2.5という数字をここに入れなくていいのですか。

○更田委員長

多分、それは外れているけれども、保守側だからいいのだと、そういう発想なのだろうと思うのです。結局、研究だったら、こんな表記の仕方はしなくて、これは保守的に包絡する線を引こうとしているから、だから、包絡できているから上までいいのだという話なのだろうけれども、私もそれを言おうと思ったのだけれども、何か面白くないといえば面白くないというか、やはり規制当局にいることの影響なのかなと思いますけれども、外れているけれども、保守側であることは保証されているので、2.5より上でもいいのですと、そういう意味なのだと思います。

学校だったら、こんなことはしないですよ。むしろ中央値で相関式を作って、適用範囲はここまでとやるのだろうけれども、この限りにおいて、保守側の結果を与えますという式なので。

○田中委員

8ページのところを見ると、ブルーで描いているやつがとか、いろいろあるのだけれども、そうではなくて、2ページの式(3)については保守側のあれでいいのだと。いろいろ、学校ではないと、違っているということは理解しました。

○更田委員長

私もこれでいいのだろうと思うのだけれども、むしろフルード数1.24で式が分かれていることが気色悪いというか、フルード数1には物理的な意味がありますよね。常流か、そうではないかという常のをやると。慣性力と重力がつり合うところがフルード数1です。だから、現象的にフルード数1でもって違う式を適用すると言われると、説明が分かりやすいのだけれども、とにかく実験データを並べてやって、このところをといって、何で1.24なのだろうというのが実は最初に受けた感想なのです。

現象の現れ方が違うので、フルード数1まではこの式を適用する。1を超える部分については、これを適用すると言われた方がずっと自然なのだけれども、この1.24も、要するに、便宜なのですよ。

川内管理官のところは、もう少し規制に寄り過ぎかなと、私は、この件に関しては思いましたけれども。

ほかに御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

これは今までにNRA技術報告として出している文書を訂正しなければいけないわけですよ。それは文書の数としては、この前の式が載っている文書というのは幾つぐらいあるのですか。

○川内長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波担当の川内です。

式としては、前回示しました式は 3σ ですけれども、NRA技報の中には 3σ と 2σ の式を例示として示しておりまして、その部分のみが今回提案しました式に指し替わるという訂正の程度となります。

○石渡委員

そうすると、文書としては一本ということですか。

○川内長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

文書としては、一つの項目のところになりますので、ただ、前回ももう少し、こういった統計的な処理の考え方については、加筆しようとは考えています。

失礼しました。NRA技報を3編出しておりまして、この式が影響しますのは3編目の一つの技報だけでございます。よって、修正も一つの、第3報の修正の対応が必要があると考えています。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員

修正というやり方でも私は構わないと思うのですけれども、もう1報技報を出すという、そういうやり方だってあってもいいかなと。

技報というのは、学术论文でもそうなのですけれども、考え方の誤りとか、考え方の変更とかというのはあり得る話なので、常に正しい技報を出さないといけないと思われると、技報なんてなかなか逆に出にくくなってしまいますので、そのとき正しいと思われた考え方。データを変えるのはいけませんけれども、データはデータとしてきちんと正しいデータを示さないといけませんけれども、処理の仕方を変更するというのを余りちゅうちょしない方がいいかなと。

だから、訂正でも私は結構かと思えますし、もう1報技報を出されるという、そういうやり方でも構わないかと思えます。コメントです。

○更田委員長

私が言おうとしたこととほとんど同じことを山中委員は言われたのだけれども、私の方がもう少しきつくて、修正は不可だね。そうではなくて、新しい技術報告を出すべきであって、そんなもの、この手の相関式で新しい相関式なり、同じデータに基づいての別の評

評価式を出したときに、論文や報告書の修正へ行こうという発想はそもそも技術報告書にはないです。

こっちの方がいいのだという報告はいくらでも出るし、論文はいくらでも出ますけれども、それはかつての研究やかつての報告を否定するものではないのですよね、進化はしているけれども。修正に行こうというのは、多分、役所的発想だと思う。

技術報告の位置づけは決してそうではない。技術報告には異論、反論がいくらあったって構わないけれども、独自の見解の表出でも構わないわけで、そういった意味では、技術報告の位置づけから考えると、新たな技術報告を整えるべきだと私は思います。

○田中委員

今、山中委員、更田委員長が言われたことは私も同感でございます。

○更田委員長

その上で、可能であれば、もう規制上、これで利用する側はいいのかもしれないけれども、川内管理官のところでは、現象が変わるフルード数1のところでの整理とか、考察でいいのですよ、考察で。

それから、フルード数というのは代表長さが入ってくるではないですか、重力項を表すために。この代表長さの取り方だって、この案件、水深係数とフルード数で表現しているということは、何を切り捨てていることになるのか。それから、フルード数の代表長さの取り方だって、代表長さを取ることによってどういう意味があるのか。

元々の定義は、だって、NS方程式を無次元化したときに、重力項、慣性項の係数として表れるものだから、その定義は極めて明確ですけども、だけれども、この防潮堤であるとか、そういったものに適用しようとするときの相関式に、水深係数とフルード数で整理しているということの意味はどうなのかと。

それから、フルード数と対比なのか、それともフルード数の二乗、NS方程式の係数にあるやつはフルード数の二乗分の1で現れるわけですよ。だから、こういう整理というのをしっかり考察してほしいと思います。ひょっとすると、二乗分の1なのかと、いろいろ議論はあるのだらうと思いますけれども、その考察は研究部門としてやってほしいと思います。

その上で、いろいろ言いましたけれども、原子力規制庁の案、評価式の再検討について、了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

では、あれですか。今度は規制側の方の話だけれども、ガイドへの反映があって、それを諮ってもらおうという形になりますね。ガイドに反映されるわけでしょう、これは。

○川内長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波担当の川内です。

そのとおりでございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

次の議題は「行政文書の管理の状況」について。

説明は足立公文書監理官から。

○足立長官官房公文書監理官

原子力規制庁公文書監理官の足立でございます。資料8に基づきまして御説明いたします。

「1. 趣旨」に書いてございますけれども、行政文書の管理の状況につきましては、昨年12月16日の第45回原子力規制委員会におきまして、文書管理システム上の登録データ約13万件、うち旧組織から引き継いだ登録データ10万1000件のうち、対応する現物の所在が確認できていない行政文書ファイルが744件残っていたと。これにつきまして、引き続き精査、保管場所の再確認を行うことといたしました。

本日は、その精査・確認の結果について、最終的な報告を行わせていただきますとともに、残っております登録データの取扱い及び今後の取組について、お諮りするものでございます。

2. に「精査・確認の結果」を書いてございますけれども、結果として、旧組織から引き継いだ文書管理システム上の登録データのうち、446件、これにつきましては、対応する現物の所在が確認できなかったということが結果でございます。

この446件につきましては、2ページ以降にリストを付けてございます。

このリストは、旧組織の単位でまとめて順番に並べておるものでございまして、簡単に言いますと、上から科学技術庁、その次が原子力安全委員会、その次が文部科学省、それから、原子力安全・保安院、最後が原子力安全基盤機構（JNES）、このまとまりで順番に並べてございます。

それから、3.、4.、データの取扱い及び今後の取組について御説明をいたします。

まず「3. 文書管理システム上の登録データの取扱い」でございますけれども、このデータと現物との突合作業というのは、平成27年度から全庁的な取組として実施をしてきてございます。また、今年になりまして、再度、内閣府、文部科学省、経済産業省にも調査の依頼をお願いするなど、可能な限り確認を尽くしてまいりました。

これらの事実を踏まえまして、現物を確認できなかった446件、これらにつきましては、旧組織から現物を確実に引き継いだこと自体が確認できないものと整理をさせていただきまして、文書管理システム上から削除し、その代わり削除した登録データ、この一覧ですね、これは総務課の方で保存をしていくということにしたいと思っております。

保存期間は、移管・廃棄簿の保存期間は30年とされておりますので、それに合わせた形にしたいということでございます。

「4. 今後の取組」でございますけれども、原子力規制庁における行政文書の管理に係

るPDCA、これをしっかり回していくということで、以下を実施したいと思っております。

①、平成27年度に設置しました文書管理適正化チーム、これは長官を長としまして、各課室長で構成されるチームでございますけれども、これによる文書管理の適正化を図る活動というのは継続していくということでございます。

②③に、研修、それから、点検、監査のことを書いてございますけれども、まず、研修につきましては、原子力規制庁が実施する研修、これについては全職員を対象に受講して頂くと。

さらに、③に書いてございますけれども、総務省、国立公文書館が実施します研修についても、積極的に受講を推奨していくということでございます。

それから、行政文書の点検につきましても、全職員にしっかりと実施をさせていくということ。

それから、最後でございますけれども、監査につきましては、現時点で40課室でございますけれども、3か年で全課室を一巡するように計画的な内部監査を実施していくということでございます。

資料の御説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

一つのポイントは、446件について、システムから削除して、この表を残すということで、非常に細かい話なのですが、この表の最後の方で、元々その文書を作成したところの役所の課の名前は書かれているのだけれども、JNESだけ何かJNESと書いてもらえないで、のけ者にされて、脚注でこれはJNESですよとなっているのだけれども、これは何ですか。

○足立長官官房公文書監理官

実はこの組織というのは、文書管理システム上に登録されている組織をそのまま引っ張り出してきています。ですから、JNESの場合は、JNESという組織名が登録されていなかったということで、そのまま、JNESの組織のグループの単位で登録されていたということで、グループの名前だけという形になってございます。

○更田委員長

では、この「※」の脚注もしっかり、この文書そのものが残るのだから、いいのだろうけれども、だから、JNESだけ法人としてのあれはのけ者になっていたわけね。

○足立長官官房公文書監理官

そうですね。文書管理システム自体、JNESは独立行政法人でございましたので、JNESが存続しているときは、この文書管理システムが使えなかったということでございます。

○更田委員長

分かりました。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、まず、この報告を受けたということで、それから、今後の取組について、原子力規制庁の方針を了承したいと思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、このトピックスにもありますけれども、近畿大学の原子炉の件、落雷によって外部電源、非常用電源は元々備えていないので、原子炉が停止していることは目視確認できたということなのですから、これはうちの方、ERC（緊急時対応センター）に人が集まって、私もERCへ行ったけれども、80人から100人ぐらいいたかな。どのぐらい、あれはERCに人が集まったのですか。

○金子総務課事故対処室長

事故対処室長、金子でございます。

今回は、御案内のとおり、AL（警戒事態）に収まりましたので、ERCの活動が中心となりました。委員、幹部と、あと、ERC各機能班は総勢で大体130名程度になります。

○更田委員長

130名。どのぐらいの時間ですか。分かりますか。あれはどのぐらいだったかな。参集がかかってから解除になるまでというのは1時間ちょっとでしたか、どうでしたか。

○金子総務課事故対処室長

ちょっとお待ちください。緊急参集をかけたのが13時41分です。それで、参集を解除しましたのが14時13分ですか。ですので、活動時間は30分程度ですかね。そのぐらいだと思いますけれども。

○更田委員長

それにしても、あれは緊急用の携帯にも連絡が入って、130人集まって、業務を中断して、復活するまでということで、結局、リソースをあれだけ割いたのだけれども、一方、これは近畿大学の監視の部分だけではないですか。だから、モニタリングポストは元々残っている、見える状態で、それから、聞いているところによると、PP（核物質防護）に関してはUPS（無停電電源装置）が、非常用電源がついているから生きていたらしいと。余りこういうことは言うてはいけないのかな。

だけれども、これは炉出力なり、制御棒位置なりを監視しているものに対して、小さなUPSがあればALにならなかったという理解でいいですか。それとも、許可を受けるときにそういうものを出していたら、それは検査等がついてくるからということなのだろうけれども、仮に近大が自主でUPSを持っていたらアラートにはならなかったわけですかね。

○金子総務課事故対処室長

ちょっと微妙なところでもありますけれども、AL自体は近畿大学が設定しておりまして、制御室による監視機能が喪失した場合という基準になっております。

今、委員長から御案内がありましたように、UPSなり、無停電電源なりが備えてあれば、監視機能が喪失しませんので、今回のような事態には至っていなかったと思います。

○更田委員長

ちょっと無駄口っばいですがけれども、130人集まってきて緊急時対応態勢を取らなければならないのだったら、もうUPSを買って渡したいぐらいだよ、はっきり言って。ちょっと考えていただきたいと思います。非常に多くのリソースを割くことになるので。

本件はよろしいですか。

ほかに何かありますでしょうか。

伴委員。

○伴委員

昨日、原子力規制委員会のウェブサイトの新着情報に出た件ですがけれども、分析センター（日本分析センター）と海生研（海洋生物環境研究所）に委託していた環境試料分析、その測定結果に誤りがあったということで、誤りがありました、正しい値はこうですしかないのですが、何がかったのかというのを簡単に説明していただけますか。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山です。

両機関とも誤りがございましたのが、トリチウムの分析において、測定精度を上げるために電解濃縮法というやり方で分析したものでございます。この電解濃縮法で分析を行う際に、比較対照とするトリチウム標準試料を同じように電解濃縮して、その濃度を測って濃縮率を算定するわけですが、その算定に当たっての減衰補正を行うための計算シート、具体的にはエクセルの計算シートでございしますが、ここに誤った日付を入力してしまっていたというものでございます。

ホームページに掲載した正誤表でございしますが、合計で329件の数値の訂正をしております。訂正前の値と比べて1割以内の変化のものが305か所で、1割から5割未満のものが24か所となっております。

海生研から分析センターに更に再委託をしている分がありますので、その部分については、今、確認中ですので、判明次第、また必要に応じた正誤表を掲載いたします。

以上です。

○伴委員

ありがとうございます。

二つの機関で全く独立に同じようなエラーが起きたという。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

これまで両機関から聞き取っている限りにおきましては、それぞれ計算シートへの入力の間違っているのではないかと認識に至ったきっかけが全く独立でございしますので、それぞれ別々に、ただし、同じようなエクセルシートへの入力ミスが生じていたということと認識しております。

○伴委員

分かりました。

トリチウムの分析というのは非常に高度な技術を必要として、この二つの機関というの

は日本を代表する機関だと思しますので、そういうつまらないミスというか、初歩的なミスのないように再発防止をお願いしたいと思います。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

かしこまりました。

○更田委員長

なかなか正式名称がやり取りの中に出てこなかったですけれども、日本分析センターと、それから、海洋生物環境研究所ですね。

減衰補正を見るための対象のところの日付を間違えると、複数のデータに、ある種、共通要因でそれを使う全てのデータに反映されてしまうので、ここら辺はしっかりと再発の防止に向けた取組をしてもらいたいと思います。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。